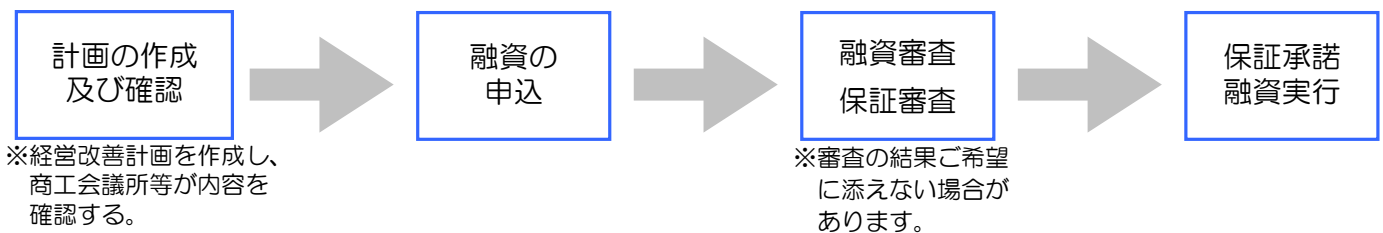


経営改善長期借換資金

複数の既借入金をまとめて借換える等の資金需要に対応するため、現行の県制度融資の経営改善長期借換資金の融資条件を拡充しました。

| | |
|--------|---|
| 制度名 | 経営改善長期借換資金 |
| 対象者 | <p>中小企業者又は組合であって、次の要件の全てに該当し、経営改善に取り組むために既往借入金の借換資金を必要とするもの</p> <p>(1) 商工会議所等の指導機関の指導を受け、経営改善計画を作成していること。</p> <p>(2) 商工会議所等の指導機関の指導を継続して受ける体制が確保されていること。</p> <p>(3) 取引金融機関等の支援体制が確保されていること。</p> |
| 融資限度額 | 28,000万円 |
| 資金用途 | 運転資金 |
| 融資期間 | 15年以内（据置期間1年以内を含む） |
| 返済方法 | 原則、元金均等分割返済 |
| 貸付利率 | 責任共有利率 年 1.55% （固定） 責任共有外利率 年 1.40% （固定） |
| 信用保証料率 | 年0.4%～年1.7% |
| 担保 | 取扱金融機関又は信用保証協会の決定によります |
| 連帯保証人 | 法人 取扱金融機関又は信用保証協会の決定によります 個人 原則として不要 |
| 取扱期間 | 令和2年4月1日～令和3年3月31日 |

経営改善長期借換資金ご利用の流れ



申し込み先

商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、商工会連合会、しまね産業振興財団

お問合せ先 島根県商工労働部中小企業課金融グループ

TEL0852-22-5883 ホームページアドレス <http://www.pref.shimane.lg.jp/keieishien/>